

【マンション管理業者変更届出等に要する書類一覧】

* [青字](#)はダウンロード可能です。(右クリックで各自のパソコンに保存の上、入力してください。)

- ※ 届出書類は(正)1部を原則、郵送でお願いします。届出者の都合等により(副)への受付印をご希望の場合は別途返信用封筒を添えてください。
- ※ 複数の変更事項が生ずる場合(例:事務所を新設し、新たに専任の管理業務主任者を当該事務所に設置することとなった。(2及び5に該当))には、それぞれに該当する書類が必要です。ご注意ください。
- ※ 出向社員の場合は、出向元が証明した出向であることを証明できる書類が必要 (「出向辞令」「現在の出勤簿」等)
- ※ 各種証明書は原本(発行日より3ヶ月以内のもの)
- ※ **変更があった日より、30日以内**に提出してください。(法48条1項)

【提出先】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 第2合同庁舎別館 九州地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業第二係

		様式第13号	誓約書 様式第12号 添付書類(1)	専任の管理業務主任者設置証明書 様式第12号 添付書類(3)	身分証明書 (本籍地市町村発行)	略歴書 様式第12号 添付書類(5)	登記されていないこと の証明書(法務局発 行) もしくは 医師の診断書	登記簿謄本*1 (個人は住民票)
1	商号、名称又は氏名及び住所	○(第1面、第4面)	×	×	×	×	×	○(個人は住民票)
2	事務所	○(第1面、第4面)	×	×	×	×	×	○(登記事務所の場合)
3	役員(代表者の場合)	○(第1面)	○	×	○	○	○	○
	退任のみ	○(第1面)	×	×	×	×	×	○
	役員(代表者以外の場合)	○(第1面、第3面)	○	×	○*2	○*2	○*2	○
	退任のみ	○(第1面、第3面)	×	×	×	×	×	○
4	法定代理人	○(第1面、第2面)	○	×	○	○	○	×
	退任のみ又は住所変更	○(第1面、第2面)	×	×	×	×	×	×
5	専任の管理業務主任者	○(第1面、第5面)	×	○	○	○	○	×
	退任のみ	○(第1面、第5面)	×	○	×	×	×	×

※1 履歴事項証明書(就任のみの場合は現在事項証明書でも可)←変更の事実・日付が確認できるもの

※2 役職のみの変更の場合も必要です。

【マンション管理業を廃業(廃止)する場合】

* [青字](#)はダウンロード可能です。(右クリックで各自のパソコンに保存の上、入力してください。)

届出書類は(正)1部を原則、郵送でお願いします。届出者の都合等により(副)への受付印をご希望の場合は別途返信用封筒を添えてください。

【提出先】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 第2合同庁舎別館 九州地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業第二係

<p>廃止等の届出 様式第14号</p>	<p>※マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号に定める者は、その日(1.にあつてはその事実を知った日)から30日以内に届出が必要です。(法第50条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.死亡した場合:その相続人 2.法人が合併により消滅した場合:その法人を代表する役員であった者 3.破産した場合:その破産管財人 4.法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合:その清算人 5.マンション管理業を廃止した場合:マンション管理業者であった個人又はマンション管理業者であった法人を代表する役員
--------------------------	--